

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて
1 . 保険料については、第 3 期介護保険事業計画に基づき再算定し、運用開始の平成 1 8 年度賦課から統一する。ただし、合併する年度及び翌年度については、旧町村の例による。
2 . 納期（普通徴収）については、弓削町、魚島村の例による。
3 . 介護保険運営協議会及び介護認定審査会については、新町において新たに設置する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	介護保険事業
調 整 方 針	1．保険料については、第3期介護保険事業計画に基づき再算定し、運用開始の平成18年度賦課から統一する。ただし、合併する年度及び翌年度については、旧町村の例による。 2．納期（普通徴収）については、弓削町、魚島村の例による。 3．介護保険運営協議会及び介護認定審査会については、新町において新たに設置する。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
保険料率	介護保険法施行令第38条第1項 第1号に掲げるもの 18,200円 第2号に掲げるもの 27,300円 第3号に掲げるもの 36,400円 第4号に掲げるもの 45,400円 第5号に掲げるもの 54,500円	介護保険法施行令第38条第1項 第1号に掲げるもの 15,500円 第2号に掲げるもの 23,300円 第3号に掲げるもの 31,100円 第4号に掲げるもの 38,800円 第5号に掲げるもの 46,600円	介護保険法施行令第38条第1項 第1号に掲げるもの 12,500円 第2号に掲げるもの 18,700円 第3号に掲げるもの 24,900円 第4号に掲げるもの 31,100円 第5号に掲げるもの 37,400円	介護保険法施行令第38条第1項 第1号に掲げるもの 12,400円 第2号に掲げるもの 18,600円 第3号に掲げるもの 24,800円 第4号に掲げるもの 31,000円 第5号に掲げるもの 37,200円	平成15～17年度までの第2期事業計画運用期間は、4ヶ町村の保険料とし不均一賦課とする。 統一の保険料は第3期事業計画運用開始の平成18年度賦課からとする。
納期（普通徴収）	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 1月4日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 1月4日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	弓削町と同じ	弓削町、魚島村の例による。 （国民健康保険税の納期と同）
賦課期日	4月1日	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
介護保険運営協議会	【名 称】 弓削町介護保険運営協議会 【委 員】 学識経験者 2人 保健医療関係者 2人 福祉関係者 2人 被保険者代表 3人 費用負担関係者 1人 計（定数10人以内） 10人 【任 期】 3年（再任することを妨げない。） 【報 酬】 会 長 8,400円/日 委 員 7,800円/日 【費用弁償】 旅 費 一般職相当職	【名 称】 生名村介護保険運営協議会 【委 員】 学識経験者 1人 保健医療関係者 2人 福祉関係者 2人 被保険者代表 3人 費用負担関係者 2人 計（定数10人以内） 10人 【任 期】 同 左 【報 酬】 会 長 6,000円/日 委 員 5,500円/日 【費用弁償】 旅 費 一般職相当職 委員会等出席時 500円/回	【名 称】 岩城村介護保険運営協議会 【委 員】 学識経験者 1人 保健医療関係者 2人 福祉関係者 3人 被保険者代表 2人 費用負担関係者 2人 計（定数10人以内） 10人 【任 期】 同 左 【報 酬】 会 長 9,000円/日 委 員 9,000円/日 【費用弁償】 旅 費 一般職相当職	【名 称】 魚島村介護保険運営協議会 【委 員】 学識経験者 1人 保健医療関係者 1人 福祉関係者 1人 被保険者代表 1人 費用負担関係者 1人 計（定数5人以内） 5人 【任 期】 同 左 【報 酬】 会 長 6,600円/日 委 員 6,600円/日 【費用弁償】 旅 費 一般職相当職	新町の運営協議会を設置する。 合併までに委員定数、構成員等の調整を行う。 報酬等については、総務部会の調整方針による。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	介護保険事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
介護認定審査会	【名 称】 上島地区介護認定審査会 【構 成】 弓削町、生名村、岩城村、魚島村 上島地区介護認定審査会共同設置規約により4ヶ町村共同設置 【委 員】 弓削町 医療関係、福祉関係 各1人 生名村 医療関係、福祉関係 各1人 岩城村 医療関係、保健関係 各1人 魚島村 保健関係 1人 <u>郡医師会 医療関係(精神科医) 3人</u> 計(定数10人以内) 10人 構成町村の長が協議して定める候補者について弓削町長が選任 【任 期】 2年(再任することを妨げない。) 【報 酬】 10,000円/日 弓削町議会議員等報酬及び費用弁償条例 【費用弁償】 旅 費・・・・・・・・一般職相当職 弓削町議会議員等報酬及び費用弁償条例 【経 費】 構成町村が負担 【事務局】 弓削町健康推進課介護福祉係				共同設置を廃止し、新町において新たに設置する。 報酬等については、総務部会の調整方針による。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	介護保険事業
調整方針	資 料		

介護保険事業の取扱いに関する法令	先進事例
【介護保険法】 （介護保険） 第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。 2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。 （保険者） 第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。 2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。 （国民の努力及び義務） 第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。 2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。 （被保険者） 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。） 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。） （介護認定審査会） 第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。 （保険給付の種類） 第十八条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。 一 被保険者の要介護状態に関する保険給付（以下「介護給付」という。） 二 被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付（以下「予防給付」という。） 三 前二号に掲げるもののほか、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定めるもの	西東京市 < H13.1.21合併 > 〔東京都 田無市、保谷市〕 介護保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度より新保険料を設定する。ただし、合併年度については、それぞれ旧市の例による。 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。 さいたま市 < H13.5.1合併 > 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 介護保険事業については、合併までに一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。 高吾北地域合併協議会 < H16.3.31合併予定 > 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 介護保険事業については、新しいまちが保険者のなり運営を行う。 2 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、新しいまちにおいて保険料を設定する。 3 第1号被保険者の普通徴収納期及び賦課決定月は、国民健康保険税と同一とする。 東宇和・三瓶町合併協議会 < 西予市；H16.3.31までに合併予定 > 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 保険料については、合併時に介護保険事業計画に基づき再算定し、平成16年度から統一する。 2 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。 3 介護認定審査会の設置及び運営については、合併時に統一する。 宇摩合併協議会 < 四国中央市；H16.4.1合併予定 > 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 第1号被保険者の保険料については、新市において統一する。 給付の内容及び納期については、市町村間に相違がないため、現行のとおりとする。 南宇和合併協議会 < 愛南町；H16.10.1合併予定 > 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 介護保険業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。但し、被保険者証有効期限は、6年とする。保険料については、合併時は現行どおりとし、平成17年度より新たな保険料を定めるものとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	介護保険事業
調整方針	資 料		

介護保険事業の取扱いに関する法令	留 意 事 項
（介護給付の種類） 第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。 - 一 居宅介護サービス費の支給 - 二 特例居宅介護サービス費の支給 - 三 居宅介護福祉用具購入費の支給 - 四 居宅介護住宅改修費の支給 - 五 居宅介護サービス計画費の支給 - 六 特例居宅介護サービス計画費の支給 - 七 施設介護サービス費の支給 - 八 特例施設介護サービス費の支給 - 九 高額介護サービス費の支給 （予防給付の種類） 第五十二条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。 - 一 居宅支援サービス費の支給 - 二 特例居宅支援サービス費の支給 - 三 居宅支援福祉用具購入費の支給 - 四 居宅支援住宅改修費の支給 - 五 居宅支援サービス計画費の支給 - 六 特例居宅支援サービス計画費の支給 - 七 高額居宅支援サービス費の支給 （保険料） 第二百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。 4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第三号被保険者からは保険料を徴収しない。 （賦課期日） 第三百十条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。 （普通徴収に係る保険料の納期） 第三百十三条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。	介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があり、早期に一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図る必要がある。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》